

平成27年度行政監査（テーマ監査）の結果の公表について
地方自治法第199条第2項の規定に基づき平成27年度行政監査（テーマ
監査）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙の
とおり公表する。

平成27年8月28日

上三川町監査委員 館野治信

上三川町監査委員 隅内正美

行政監査（テーマ監査）の結果について

1 監査期日

平成27年7月6日（月）、7日（火）

2 監査のテーマ

補助金の交付について

3 監査の対象

平成26年度に執行された補助金

歳出予算科目の19節「負担金、補助及び交付金」のうち、負担金や交付金を除く補助金【町単の補助金（まちづくり補助金）】とする。

4 監査対象補助制度及び所管課

- 夕顔サマーフェスティバル事業費補助金（産業振興課）
- かみのかわ町おこし夏祭り事業費補助金（産業振興課）
- しらさぎマラソン大会実行委員会補助金（生涯学習課）
- 上三川町体育協会補助金（生涯学習課）

5 監査事項

補助金等審議会及び補助金等審査会において審査された補助金について、根拠例規に基づき、町所管課における事務手続きが適正に行われているか等、次の事項を監査した。

- (1) 補助金交付に関する申請、決定、交付手続き等の町所管課における事務処理が、根拠例規どおり適正に行われているか。
- (2) 補助事業の実績確認及び補助団体に必要な関与を適切に行っているか。
- (3) 補助事業は、町の施策に効果的なものとなっているか。

6 監査結果

(1) 総評（全体）【指摘事項等なし】

事前に提出された資料等及び各課へのヒアリングによる監査の結果、所管課における事務処理は概ね適正になされているものと認められた。

なお、指摘事項等はないが、今後の業務にあたっては、次の事項について留意していただきたい。（意見）

【全体】

- 会計上のチェック体制が十分ではないと思われるため、次の点について検討及び対処されたい。
 - ・ 所管課が収支の確認（会計上の関与）ができるよう、現行例規を再点検し、見直しを図ること。
 - ・ 補助金の交付申請及び実績報告において、補助金の充当先が明確になるよう対処されたい。
 - ・ 補助を受けている団体の収入（財源）については関与の余地はないが、当該団体の財政状況によっては、補助の必要性に対し疑問を残す。繰越金等の処理についても把握されたい。

[監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

監査指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）